

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は
e-Taxで!!



〈湖面に映る浅間山のダイヤモンド〉

— 所得税確定申告のお知らせ —

2013.2・3
No. **521**
平成25年

新年のごあいさつ	3
所得税確定申告について	5・6・7
事業アラカルト	9・10・11
チームビルディング	12
都税コーナー	14

法人会掲示板 2・3月

2月・3月・(4月)実施する主な事業

- 2月6日 正副会長監事会・常任理事会
- 2月8日 源泉所得税セミナー
- 2月13日 源泉研究部会役員世話人会
- 2月14日 6・7・8・9・10・12ブロック合同研修会
- 2月21日 消費税研修会
- 2月24日 エンジェルスセミナー
- 2月27日 青年部会役員会
- 3月6日 広報委員会
- 3月6日 法人税確定申告書書き方講習会①
- 3月11日 法人税確定申告書書き方講習会②
- 3月13日 法人税確定申告書書き方講習会③
- 3月26日 源泉研究部会研修会
- 3月28日 理事会
- 4月16日 資産税セミナー（相続・贈与税）
- 4月23日 女性部会第14回通常総会
- 4月24日 社員教育セミナー

初級簿記講習会のご案内

- ◆日 時 4月8日～6月3日（全15回）
午後3時～5時
（詳しくは同封のチラシをご覧ください）
- ◆場 所 渋谷区神泉町9-10 TEL 3461-0758
- ◆講習会費 20,000円／1名
- 初級簿記日程（全15回うち4月実施分）
（商工会議所簿記検定3級程度）
4月8日(月)・11日(木)・15日(月)・18日(木)・22日(月)・
25日(木)

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の
法律相談をご利用下さい。

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 平成25年2月20日(水)午後1時～4時
日時 平成25年3月21日(木)午後1時～4時
日時 平成25年4月17日(水)午後1時～4時
場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
TEL 3461-0758

《決算法人説明会》

日時 2月7日(水) 午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 会議室
日時 3月19日(火) 21日(木) 22日(金)
各午後1時30分～4時
場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室

該当の会社は是非ご出席下さい。

●申告書用紙等発送予定日 法人税・消費税の確定申告書等

決 算 期	発送予定日
25年2月	25年3月28日
25年3月	25年4月26・30日頃
25年4月	25年5月29日頃

- ◆日 時 毎週月曜日から金曜日まで（祝日等除く）午前10時・11時・午後2時・3時・4時の5回
- ◆場 所 羽野島法律事務所（新橋）
- ◆相談料 1時間まで無料 追加30分：5,000円
- ◆申込先 東法連：TEL 3357-0771
※法人会HPでもご確認可能です。
渋谷法人会HP →
左側下の方 経営支援 → 税務・法律相談

Printing
Consulting
BANZENSHA
QUALITY

印刷業務
コンサルティング
クリエイティブ
デジタルテクノロジー
業務活動

株式会社 萬全社

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-13-2
TEL: 03-3461-0144 FAX: 03-3461-0128
MAIL: banzensha@peace.ocn.ne.jp

P R I N T I N G



社団法人 渋谷法人会
会長 柳田 道康

平成25年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素、会員の皆様には法人会の活動、運営に格別のご理解とご支援を賜り心から御礼申し上げます。

昨年は尖閣諸島、竹島領有問題による中国、韓国との関係悪化、特に中国との関係悪化により、多くの日本企業が直接的間接的に影響を受け、大幅に収益ダウンしました。

国内に目を向けますと約3年半、遅々として進まない震災復興、原発・エネルギー問題等々、何事も決められない政治、迷走する政治を続けてきた民主党政権がその政治を象徴するような唐突な衆議院解散総選挙を年末に行って大敗し、自公に政権が戻ることになりました。この選択が“不毛の選択”とならないよう厳しい目で見つめていかなければならないと考えます。

税制面におきましては平成26年4月に8%に、27年10月に10%まで消費税率を引き上げることになります。経済環境を鑑みてという条件はついておりますが、消費増税法が可決・成立した以上引き上げは免れないところであります。

法人会としましては、10月に北海道で開催しました全国大会におきまして、更なる歳出の削減と中小企業が適正に消費税率の引き上げを価格転嫁できるよう実効ある措置を求め、また国際競争力確保の為に法人税率の引き下げと事業承継税制の確立を強く国に求める提言を決議しました。

法人会は申告納税制度の維持、発展に寄与する「健全な納税者団体」として一貫して税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域社会の一員として微力ながら地域の発展に工夫を凝らして取り組んで参りました。さらに、4月からはいよいよ「公益社団法人」として今まで以上に公益性の高い活動を推進していくことになると考えております。どうか会員の皆様には法人会の活動に倍旧のご理解、ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

結びにあたり本年も皆様方のご健勝とご事業のご発展を祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。

謹賀新年



本年も一層の
ご協力をお願いします（順不同・敬称略）

会 長 柳 田 道 康	常任理事 杉 本 一 二	理 事 原 田 文 彦	理 事 増 田 泰 雄
副 会 長 五 月 女 進	〃 萩 英 夫	〃 二 宮 秀 泰	〃 佐 伯 英 文
〃 八 木 原 保 一	〃 福 田 勝 則	〃 大 塚 英 雄	〃 中 村 浩 士
〃 石 田 重 仁	〃 田 中 茂 茂	〃 渡 辺 博 博	〃 飯 島 良 臣
〃 岩 田 利 延	〃 奥 畑 茂 茂	〃 桑 原 保 保	〃 天 野 長 侑
〃 福 井 貞 夫	〃 村 田 英 郎	〃 小 松 良 郎	〃 柳 沢 憲 輔
〃 多 治 見 孝 子	〃 藤 田 幸 直	〃 伊 藤 哲 哲	〃 安 原 喜 一 郎
〃 浅 妻 正 行	〃 久 世 義 昭	〃 岡 崎 義 明	〃 滝 島 聡
専務理事 相 澤 悟	〃 海 老 名 孝 孝	〃 新 居 常 男	〃 光 山 和 德
常任理事 平 野 恒 雄	〃 青 年 部 会 長 名 取 政 俊	〃 西 村 元 元	〃 羽 田 秀 光
〃 雨 宮 孝 幸	〃 女 性 部 会 長 石 井 沙 与 子	〃 大 石 隆 士	〃 野 口 ア キ ラ
〃 黒 澤 公 博	〃 源 泉 部 会 長 戸 田 匡 介	〃 伊 藤 一 三 夫	〃 鈴 木 清 久
〃 鈴 木 猛 修	理 事 長 島 祐 司	〃 福 井 恒 夫	〃 羽 根 田 忠 夫
〃 柴 田 英 雄	〃 加 藤 清 治	〃 山 崎 登 美 子	〃 丸 山 幸 孝
〃 小 林 庸 佑	〃 佐 藤 正 人	〃 松 井 美 千 代	〃 滝 澄 雄
〃 藤 木 隆	〃 広 瀬 正 正	〃 脇 田 茂 久	〃 平 山 元 康
〃 長 谷 川 伸 二 郎	〃 二 渡 永 八 郎	〃 山 田 英 治	〃 生 稻 榮 次
〃 梅 原 利 夫	〃 東 宣 昭	〃 有 馬 清 種	監 事 海 老 澤 宏
〃 堀 内 利 夫	〃 朝 倉 徳 道	〃 星 野 勇 介	〃 村 田 晋 一

正しい税知識を学ぼう



渋谷税務署
署長 三次 直哉

新年明けましておめでとうございます。

平成25年の年頭に当たり、社団法人渋谷法人会の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

柳田会長をはじめ渋谷法人会の皆様方には、平素から税務行政に対して、深いご理解と多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

お蔭様を持ちまして、署の事務運営も順調に推移し、新しい年を迎えることができました。心から感謝申し上げます。

さて本年は、渋谷法人会の皆様が、公益社団法人として、一段高いステージへ踏み出す、門出の年となります。(巳年に例えれば、脱皮といえましょうか)

設立以来、「健全な納税者の団体」として、税知識の普及や納税意識の高揚活動を進められ、最近では、e-Taxの普及や租税教育及び地域社会貢献活動などに積極的に取り組んでおられる皆様が公益認定を受けられますと、私ども税務当局としましても、大変心強い限りといえます。

今後も、渋谷法人会の皆様と、長年にわたり培ってまいりました相互信頼・協調関係を大切に、引き続き、緊密な協調関係の推進に努めてまいります。

ところで、私どもは、様々な面で質の高い税務行政を進め、皆様の信頼に堪えている所存ですが、そのためには、e-TaxなどのICTを活用した利便性の高い申告・納付手段等を提供して、納税者サービスの向上に努めるとともに、適正な調査・徴収を行って参りますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

まもなく平成24年分の所得税等の確定申告時期を迎えます。

昨年同様「ベルサール渋谷」に、世田谷区内3署と合同の申告会場を設置しますが、法人会の皆様は、ぜひ、ご自宅等からe-Taxでの申告をお願いいたします。

結びに当たり、本年が、社団法人渋谷法人会の皆様の、更なる発展と繁栄の年となりますよう祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



渋谷都税事務所
所長 大久保哲也

新年明けましておめでとうございます。

社団法人渋谷法人会の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

旧年中は、柳田会長はじめ役員、会員の皆様より、東京都の税務行政に対して格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。なかでも、電子申告・電子納税推進協議会における活動、地方税セミナー開催など、貴会の積極的、多面的な活動に改めて敬意を表します。

さて、わが国経済は、景気の下振れが強く懸念されており、首都東京における事業活動につきましても、舵取りが極めて難しい状況にあると拝察します。激しい環境の変化を踏まえながら、都は本年も中小企業への様々な支援をはじめとして、「東京ならではの」成長戦略に取り組んでまいります。そして、税務行政に携わる私どもは、今日のような厳しい経済情勢にあるからこそ、税の重みをより深く心に刻みながら、真摯に課せられた役割を果たしていかなければならないと思っております。

渋谷都税事務所といたしましては、今後とも、適正かつ公平な税務行政の推進に職員一丸となって取り組み、皆様からの信頼の確保と納税者サービスの向上に全力を挙げてまいります。

渋谷法人会の皆様には、本年も変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、この新しい年が、渋谷法人会の皆様にとり、更なるご繁栄の年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

税 務 署

平成24年分の確定申告 (確定申告はe-Taxで正しくお早めに！)

◆確定申告会場開設のお知らせ

確定申告書作成・提出会場を『ベルサール渋谷ファースト』に開設します。

期 間：平成25年 2月12日(火)から 3月15日(金)まで

※土、日を除きますが、2月24日(日)及び3月3日(日)は開場します。

時 間：受付 午前8時30分から午後4時まで(相談開始は、午前9時15分)

※申告書等の提出は、午後5時まで

所在地：渋谷区東 1-2-20 (住友不動産渋谷ファーストタワー 2階)

※会場に駐車場及び駐輪場はありません。

※会場では、税金の領収及び納税証明書の発行は行っておりません。

※作成済みの申告書等は、土、日を除き税務署でも提出を受け付けています。

※3月15日(金)までは、税務署内に申告書作成会場はありません。



この社会あなたの税が生きている

税 務 署

◆申告書の提出期間と納税の期限

所 得 税	平成25年 2月18日（月）～ 平成25年 3月15日（金）
贈 与 税	平成25年 2月 1日（金）～ 平成25年 3月15日（金）
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成25年 4月 1日（月）まで

※所得税の還付申告書は、2月15日(金)以前でも提出できます。

※提出前に申告内容が正しいことを確認し、早めに提出してください。

◆e-Tax（国税電子申告・納税システム）なら自宅で簡単に作成・提出ができます

期限間際の確定申告会場での相談は、毎年大変混み合います。国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）「確定申告書等作成コーナー」なら、自宅のパソコンで作成・提出ができます。自動計算なので、所得税の確定申告書や決算書等を容易に作成できます（特例の内容等で、利用できない場合があります）。

提出は、電子証明書（認証付き住基カード）を利用して送信する方法とプリントアウトし税務署に提出する方法があります。送信の場合、所得税は3,000円までの税額控除（過去に適用された場合を除く）や源泉徴収票などの提出を省略（確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）するメリットがあります。

◆公的年金等に係る雑所得を有する方の所得税の確定申告不要制度

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

※該当の方でも住民税の申告は必要です。また、所得税の還付を受けるには、確定申告書の提出が必要です。

◆納税は口座振替をご利用ください

※新規に口座を利用する方は、所得税は3月15日(金)まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は4月1日(月)までに手続きしてください。

※平成24年分に係る確定申告分の振替日は、次のとおりです。

- ・ 所得税 平成25年 4月22日(月)
- ・ 個人事業者の消費税及び地方消費税 平成25年 4月24日(水)

◆所得税が還付になる方へ

- ・ 還付金の振込先の記入は確実にお願いします。
- ・ 振込口座は、申告者（本人）名義に限ります。転居や結婚等により住所・氏名が変わった場合は、金融機関で変更の手続きをしてください。
- ・ 記載相違、記載もれや書類（源泉徴収票、医療費の領収書、その他必要な書類）の添付もれがある場合には、税金を還付できないことがありますので御注意ください。

◆納税証明書の交付について

平成24年分の所得税の納税証明書が必要な場合は、確定申告書を税務署の受付窓口まで御持参いただき、受付担当にその旨をお申し出ください。なお、平成24年分の所得税の確定申告書を提出された後に所得税の納税証明書を請求される場合には、交付までに相当期間を要しますので 御了承願います。

e-Taxを利用しよう

税 務 署

◆個人事業者の消費税及び地方消費税について

平成24年分消費税の申告・納税が必要な方は、平成22年分の売上高（課税売上高）が1,000万円を超えている方と課税事業者の選択届出書を提出している方です。

消費税は、最終消費者からの預かり金ですから、申告・納付もれとならないよう、必ず御確認ください。

◆税理士による無料申告相談

（開催日程は次の○印のとおりとなります。）

会 場	2 月															
	6	7	8	12	13	14	15	18	19	20	21	22	25	26	27	28
上原区民会館 上原 1-18-6	○															
恵比寿社会教育館 恵比寿 2-27-18		○	○													
幡ヶ谷区民会館 幡ヶ谷 3-4-1				○	○	○			○	○	○					
渋谷区役所 宇田川町 1-1															○	○

◎小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告を対象としております。
◎次の場合には、会場の利用を御遠慮ください。 ①土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合
②所得金額が高額な場合 ③所得計算等が複雑な場合 ④税理士に依頼している場合
◎各会場では、e-Taxでの申告手続きを推進しています。

◎各会場とも、お車でのご来場は御遠慮ください。
◎会場の混雑状況等により、受付を早めに締め切ることもあります。
◎各会場の初日は、混みます。

受付時間：いずれの会場も 【午前】9時30分～11時30分 【午後】1時～3時30分
（相談開始は10時から）

※申告書の作成に必要な書類（昨年の申告書控え、源泉徴収票など）と印鑑を御持参ください。

【問い合わせ】渋谷税務署 個人課税 1 部門 TEL 3463-9181（自動音声対応）

◆税理士による確定申告無料相談【申告書等の受付は行いませんので、御注意ください。】

●確定申告相談会（税理士会渋谷支部主催）

月 日	会 場	所在地	受付時間
3月1日(金)・ 4日(月)～8日(金)	税理士会渋谷支部 事務局	桜丘町16-15 カーサ渋谷301	【午前】10時00分～11時00分 【午後】1時00分～3時30分

※相談会の注意事項

◎小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告を対象（土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合を除く）としております。

◎自書による申告書作成の指導を行いますので、申告書の作成に必要な書類（申告書、源泉徴収票、収支内訳書、昨年の申告書控え等）と印鑑、筆記具、計算用具などを御持参ください。

◎お車でのご来場は御遠慮ください。

◎混雑する場合は、受付を早めに締め切ることもありますので御了承ください。

【問い合わせ】東京税理士会渋谷支部 TEL 3461-2938

みんなの力で法人会を大きく育てよう

都税事務所だより

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です(23区内)

昨年6月にお送りした納付書により、2月28日(木)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

- ①金融機関※¹・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替※²
- ③コンビニエンスストア※³

<利用可能なコンビニエンスストア>

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ
生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。)

- ④金融機関※¹・郵便局の  (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※⁴

- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ※2 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)へお問い合わせください。
- ※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
- ※4 ○  (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書に限ります。
○領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストア
で納付ください。なお、都では独自に「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は
各都税事務所までご連絡ください。
○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申
込みが必要です。
○システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式又はダウンロード様式)に必要事項を記入の上、郵送していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください。

<口座振替のお問い合わせ先> 主税局徴収部納税推進課口座振替係 (03-5912-7520)

自動車の登録変更はお済みですか？

自動車税は、毎年4月1日午前0時現在、車検証に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

自動車を譲渡したり、廃車した場合は、登録変更の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所で変更手続きを行ってください。



◇自動車を譲渡したとき：平成25年3月29日(金)までに登録名義人の変更手続きを行ってください。

★名義変更手続きを行わないと、手放したはずの車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

◇廃車等で自動車を使わなくなったとき：速やかに抹消登録を行ってください。

★抹消登録を行わないと、廃車したはずの車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

【お問い合わせ先】 都税総合事務センター自動車税課課税係 0570-064-171
(PHS・IP電話をご利用の場合 03-5985-7811)

メールアドレスを登録しよう

法人会
事業
アラカルト

平成25年の新春を寿ぎ新年賀詞交歓会を催す

去る1月10日(木)午後5時30分より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて新年賀詞交歓会を開催した。

当日は、渋谷税務署長三次直哉様を始め、各界の代表35名の方々をご来賓にお迎えし、会員（147名）とともに平成25年の新春を寿いだ。

まず柳田会長の年頭の挨拶に続き、三次渋谷税務署長、大久保渋谷都税事務所長、桑原渋谷区長、吉井東京法人会連合会事務局長、そして友誼団体を代表して東京税理士会渋谷支部の森支部長よりご挨拶をいただいた。

続いて宇野澤顧問の乾杯で懇親会に入り、来賓、会員相互に新春のお祝いの言葉を交わしながら、情報交換等に花を咲かせ、懇親のひと時を有意義に過ごした。



新年賀詞交歓会



柳田会長



三次渋谷税務署長



大久保渋谷都税事務所長



桑原渋谷区長



吉井東法連事務局長



森東京税理士会渋谷支部長



宇野澤顧問

特養ホーム 美竹の丘・しぶや、あやめの苑・代々木を慰問

<社会貢献委員会>

社会貢献委員会では11月12日にあやめの苑、11月28日に美竹の丘の特養老人ホームを慰問。

昨年に続いて、千駄ヶ谷の公益社団法人二期会から歌手2名、ピアノ奏者1名のご協力を得て、今年も入所者等の方々になじみの深い童謡を中心に12曲を歌い、入所者の方々も聴き入っていた。



八木原社会貢献委員長



あやめの苑・代々木



美竹の丘・しぶや

会員の増加は、会員のメリットに通じる

e-Tax・eLTAX体験と地方税説明会

去る11月30日(金)渋谷法人会館において、午後2時から4時までe-Tax・eLTAXの体験と地方税についての説明会を開催した。



渋谷都税事務所
小笠原事業課課長

まず、渋谷都税事務所の小笠原事業課長の挨拶に続き、升田氏よりeLTax（エルタックス）の活用の仕方やメリット、木戸氏より省エネ促進税制（法人事業税）についてパワーポイントを用いて説明があった。

続いて渋谷税務署丑上資料部門統括官よりe-Taxを使った法定調書、姫野審理担当上席調査官よりe-Taxを使った源泉所得税について実際にパソコンを使用しての説明と体験をしていただいた。出席者24名。



eLTAXについて
枅田氏



省エネ促進税制について
木戸氏



e-Tax法定調書について
資料部門 丑上統括官



e-Tax源泉所得税について
姫野上席



実務セミナー

広報委員会を開催

去る12月6日(木)午後4時より法人会館において、定例の広報委員会を開催した。

まずしぶや法人【No.519】10月・11月号【No.520】12月号の経過報告をし、続いて2・3月号【No.521】の内容を検討した。

次にホームページのリニューアルについて審議し、依然として増えないメールアドレス登録を増やすための方策を話し合い、青年部会、女性部会から各2・3名と広報委員会から4・5名で推進の為の小委員会を作ることになった。



小野寺統括官



広報委員会

出席者は渋谷税務署から小野寺第一統括官、姫野審理担当上席調査官。委員の出席は岩田委員長他9名。事務局2名。

理事会を開催

去る12月18日(火)午後4時から渋谷エクセルホテル東急において、理事会を開催した。

最初に柳田会長の挨拶に続き、渋谷税務署佐藤副署長にご挨拶をいただき、議案審議に入った。

特別講演会・会員の集いを始めとする事業報告、納税表彰関連報告、そして公益社団法人認定に向けての報告と今後の見通し等について審議した。



柳田会長



議案審議

ブロックだより

第15ブロックボウリング大会

(田中ブロック長)

渋谷法人会第15ブロック（幡ヶ谷1～3丁目）では、毎年恒例のボウリング大会を去る11月12日(月)笹塚ボウルにおいて開催した。

出席者17名。



田中第15ブロック長



15ブロックボウリング大会

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

24年度ブロック税務講習会開催終了

法人会の各ブロックでは、平成24年度税法改正の講習会を13回にわたり開催し、12月14日の第16ブロックの開催により終了しました。

各開催については下表の通りです。

ブロック税務講習会開催一覧

ブロック	開催日	開催時間	開催場所	出席
20・21	9月14日	10:30～12:00	穂田区民会館	37名
15	10月18日	10:30～12:00	八千代銀行幡ヶ谷支店	32名
12	10月19日	10:30～12:00	上原区民会館	28名
18	10月24日	10:30～12:00	全理連ビル会議室	77名
1・4・5	10月25日	10:30～12:00	リフレッシュ氷川	62名
17	10月30日	10:30～12:00	初台区民会館	31名
3・7	11月12日	10:30～12:00	渋谷法人会館	52名
19	11月16日	13:30～15:00	千駄ヶ谷社会教育館	39名
2	11月20日	10:30～12:00	西武信用金庫恵比寿支店	27名
8・9・10・11	11月22日	10:30～12:00	渋谷法人会館	61名
14	11月26日	10:30～12:00	笹商會館	24名
6	11月29日	10:30～12:00	渋谷区立商工会館	57名
16	12月14日	10:30～12:00	西武信用金庫幡ヶ谷支店	19名

“フェスタはらじゅく”に参加

第20ブロック（神宮前1・2・3）

去る12月1日(土)渋谷法人会第20ブロックでは、神宮前小学校で開催されている“フェスタはらじゅく”に初めて参加した。

当日は、子供だけが参加できるスタンプラリーの中間点の1つとして参加、渋谷税務署提供の子供向け税金クイズを解いてもらい、お菓子等の景品を渡した。



兄弟で税金クイズに挑戦

部会だより

青年部会合同意見交換会を開催

11月27日(火)午後4時より法人会館において、青年部会主催女性部会協賛による渋谷税務署との合同意見交

換会を開催した。

第一部渋谷税務署法人総括副署長の佐藤貴司氏に「国税庁における国際化への取組み（技術支援）」と題して講演していただき、続いて第二部の意見交換会に入った。

意見交換会では、4つのグループに分かれ、佐藤副署長、吉田副署長、小野寺法人第一統括官、姫野審理担当上席にそれぞれ一人ずつグループに入ってもらい税務関係について日頃聞きづらいような話題も含めて話し合った。

出席者は署から4名、部会員等26名



講師：佐藤副署長



講演会



名取青年部会長

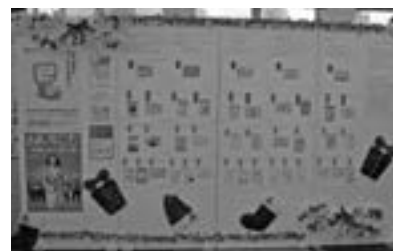


意見交換会

女性部会だより

小学生絵はがきコンクールの入賞作品を展示

女性部会主催の第2回渋谷区内小学生“税の絵はがきコンクール”で入賞した作品を、昨年12月13日から今年1月9日まで、途中装飾をクリスマスバージョンから正月バージョンに変えて、東急東横店2階通路に展示した。



絵はがき展示（東横 クリスマス）



絵はがき展示（東横 正月）

電子納税、電子申告を活用しよう

米国のマネジメントに学ぶ チームビルディング

11

経営コンサルタント 宮崎 ゆかり

オンとオフの 切り替え習慣術

アメリカでは夏休みというと平均2週間、なかには1ヵ月とって家族でのんびりするという方もいます。弊社のスタッフにも、たまっている有休を夏休みにまとめて取るスタッフがいいます。もちろんスタッフ同士でスケジュールを調整しながら取りますので、会社にも誰もいなくなることはありませんが、日本人の私としては、1ヵ月も会社を空けるというのは、いまだになじめない習慣でもあります。習慣として理解はできているものの、自身の習慣として取り入れることはできないのです。

アメリカ人は、「オン」と「オフ」の切り替えがはっきりしているので、会社から「オフ」の時期に仕事の依頼をすることはまずありませんし、休暇中は電話に出ないというのも常識として受け止めなければならないのです。

そういいながらも、旅先から戻ってきたスタッフが元気に土産話をもって帰ってくるのはうれしいものです。なかには、旅先で知り合った方と仕事の話をしてビジネスにつながったこともあります。あくまでも自分の意志で、「オフ」の時期に仕事の話をしてくれていると思うとうれしく感じたりもします。以前（＝第9回）、人脈術について書きましたが、スタッフ個人が普段とは違う環境のなかで、全く考えもしなかった新しい出会いを会社に持って帰ってくれるということは、将来会社の財産になることもあるのです。

私がロサンゼルスからハワイに拠点を移してから、5年が過ぎました。ハワイもやはりアメリカですので、仕事とプライベートのオンとオフの切り替えは日本よりはっきりしています。

しかし、アメリカ本土と比較すると普段からゆっくりと時間が流れているような気がします。移住当初はことごとく「アメリカ本土の習慣をハワイに持ってきても通用しない部分がある」と言われ、オン・オフを中和することに努力したものです。

人は、「普段の行動の90%以上は、習慣で動いている」といわれます。これらの習慣を意識して変えていくだけで社内の空気やチームの雰囲気もみるみると変わっ

ていくものです。

私の場合、ハワイに移住した当初2年間は、意識して「多くの人と接する習慣づくり」に重きを置きました。少しでも早くハワイの生活習慣になじんで仕事にも生かしたいと思ったからです。ロサンゼルスでは、1日中パソコンの前にいることもありましたが、ハワイに移住してからは、どんなに忙しくても、毎日外出して人と会うようにしています。その分、朝は数時間早起きしてメールのチェックをします。午前中は人に会ってミーティングを行い、午後はその日の仕事に応じて対応することが習慣になっています。ランチはほぼ毎日、ディナーは週3～4日はお客様とご一緒します。最初早起きすることは大変でしたが、2週間も経つとそれが当たり前を感じるようになります。習慣というのは、一度ついてしまうと「億劫」なことではなくなり「当たり前」のこととして行動できるようになるものです。

私も実は人見知りが激しく、初めてのお客様とは思いうように話せないことがいまだにあります。そんなときは、自分自身をはがゆくも感じます。しかし、場をつくらないことには何も始まりません。「成功とは、能力の差ではなく、習慣の差である」……この言葉が示すように、習慣とは本当に大切なモノです。

私の場合、長期休暇をとる習慣はいまだできませんが、仕事でのフローを習慣化していくことで、オンとオフの区別を明確にすることができました。オンの時間には働く、そしてオフの時間は自分の趣味や仕事以外の時間に費やすことで、物事が効率的に進んでいくようになりました。

以前は仕事とプライベートの区別がなくただらだらとしていたのが、気持ちも切り替えることができるようになったことで、周囲への影響もよく社内でもメリハリができるようになりました。

これはチームビルディングにも同じことが言えます。良い習慣をどんどん取り入れて、同時にオンとオフの切り替えができる状況をつくると、チームの活性化につながります。

e-Taxを体験してみよう！

平成24年11月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連 絡 先 住 所	電話番号	業 種
2	(有)ブレス	狩野 善則	渋谷区恵比寿南3-7-10	5724-6401	企画製作
5	(株)プロダクトキューブ	青木 一平	杉並区高円寺北2-22-13-304	3400-1055	Web制作
5	(株)ボード	平出真一郎	渋谷区東3-17-12-207	6427-6861	広告業
6	(株)ネストクリエイション・ラボ	古賀 一崇	渋谷区渋谷1-3-18	6418-4566	衣服デザイナーズコンサルタント
6	(株)プロフィック	山崎 貴隆	渋谷区渋谷1-3-9	5778-3061	内装一括工事業
6	Mc&S Partners(株)	遠藤龍太郎	渋谷区渋谷1-3-18	6427-2628	経営コンサルタント業
9	(有)エスアンドエス	岩橋 義夫	渋谷区道玄坂2-8-8	3496-7787	飲食業
11	ベストセキュリティサービス(株)	森本 幸喜	渋谷区宇田川町34-5	6415-6285	警備業
15	渋谷区けやきの苑・西原	金 泰子	渋谷区西原2-19-1	5453-0515	高齢者介護
15	小料理 左門	高見澤扶美子	渋谷区幡ヶ谷2-47-1-D	3374-5680	飲食
15	共栄音響(株)	牛山 立成	渋谷区幡ヶ谷2-18-1	3370-0218	機械器具設置工事業
15	(株)レントワークス	井坂 文昭	渋谷区幡ヶ谷2-6-6	5302-0665	不動産・内装
16	(有)エヌ・ビー・エス	高松 収一	渋谷区本町6-37-6	5371-0700	美容室
18	(株)Kinjoh	金城 嘉紀	渋谷区代々木2-21-8-506		保険代理業
19	(株)ミーム	藤岡 博	渋谷区千駄ヶ谷1-11-12	6826-5800	アパレル卸
19	(株)avinoc	渡引 裕之	渋谷区千駄ヶ谷2-1-10	6438-9300	映像制作
19	(株)システムピース	花田 恵太	渋谷区千駄ヶ谷3-31-1	5772-1023	情報・通信
20	(株)ハマサキ不動産	澤 和美	渋谷区神宮前1-2-14	6804-1813	不動産業
21	(株)Ainchi	中村 藍子	渋谷区神宮前4-9-2		サービス業

平成24年12月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連 絡 先 住 所	電話番号	業 種
1	(株)アベンチュア	小太刀 徹	渋谷区恵比寿2-28-15	6277-2772	ITシステムインテグレータ
2	ロハスプロポーザル(株)	矢塚 寿昌	渋谷区恵比寿南1-2-8	6303-2684	太陽光発電販売
2	ロハス・ゼネラリゼーション(株)	谷口 澄夫	渋谷区恵比寿南2-3-1	5725-8636	太陽光発電販売
6	アイデアキャスト合同会社	平沼 紀明	渋谷区渋谷1-7-5-803		コンサルティング業
6	ジャパンウェブリック(株)	大平 啓介	渋谷区渋谷2-11-14		インターネット広告
6	中国料理 精陽軒	福本 厚子	渋谷区渋谷2-1-9	3400-6334	中国料理
7	(株)プリンシプルソリューションズ	檜尾 昌男	渋谷区道玄坂1-19-11	5458-6465	サービス
7	(株)チーム・チャンネル	荻原 昭彦	渋谷区道玄坂1-18-3	5458-4206	広告代理店
7	(有)ノナカビル	久保田えみ子	渋谷区道玄坂1-18-2	3461-4014	不動産業
11	(有)グランドスラム	金森 岳司	渋谷区宇田川町2-1	3780-0939	会計業務
11	(株)ウィンド	林 寛	渋谷区神南1-20-7	4540-7676	システム開発
11	アジアビル(株)	竹内 克太	渋谷区神南1-12-16	6455-0125	不動産賃貸
11	ハワード(株)	早川 豪彦	渋谷区神南1-14-7	5728-5858	アパレル
12	川要産業(株)	川口彰五郎	渋谷区富ヶ谷1-35-22	3467-7211	不動産賃貸業
15	(株)フロンティア興業	屋代 精一	渋谷区幡ヶ谷1-23-2	5848-6715	内装業
16	(株)air HOME	鈴木 恵一	渋谷区本町5-15-4-101	3372-4757	建築業
18	(株)ステージワン	那須野秀樹	渋谷区千駄ヶ谷5-18-20	6457-7282	ソフト輸入物購入販売
18	ノーラックス(株)	那須野秀樹	渋谷区千駄ヶ谷5-18-20	6457-7280	ソフト輸入開発販売
21	(株)Storm Rider	三本 正弘	渋谷区神宮前6-18-11	5466-2068	芸能プロダクション
21	土樽観光(株) 東京営業所	伊藤周左門	渋谷区神宮前6-18-11	3409-5286	旅行業
区外連絡法人	(株)STUDIO e7	梶田 麻矢	千代田区平河町1-9-3	3265-8230	写真撮影業

あなたと都税
23

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには 確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の第二表に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に提出する必要があります。

＜寄附金税額控除の対象となる寄附金＞

- 1 ふるさと寄附金（地方自治体への寄附金）
- 2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金
- 3 所得税の控除対象寄附金のうち、都又は区市町村が条例で指定した寄附金

・都民税については、都内に主たる事務所を有する公益法人、社会福祉法人、学校法人、認定NPO法人等への寄附金を指定しています。

・区市町村民税については、区市町村が条例で寄附金指定をしているので、お住まいの区市町村にお問合せください。

所得税の確定申告書A（第二表）

○ 住民税に関する事項

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所

○ 寄附金税額控除

寄附金税額控除	寄附先の所在地・名称	寄附金額	条 例 指定分
19	東京都千代田区霞ヶ関3-3-2 中央共同募金会	30,000円	都道府県
	東京都港区芝大門1-1-3 日本赤十字社		区市町村

○ 特例適用条文等



【お問い合わせ先】 主税局課税部課税指導課個人事業税係 03-5388-2969

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続は下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人都民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産）（23区内）
電子申告	○予定申告 ○確定申告 ○清算確定申告 ○中間申告 ○均等割申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	_____
電子納税	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付 ○見込納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	_____

＜利用手続についてのお問い合わせ＞

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459（PHS・IP電話をご利用の場合：045-759-3931）

月～金 午前8時30分～午後9時（土・日・祝祭日、年末年始12/29～1/3は除く）

エルタックス

検索

振替納税を利用しよう

<申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 渋谷都税事務所の各税目担当係

【電子納税】 渋谷都税事務所の徴収管理係

渋谷都税事務所 電話 03-3463-4311 (代表)

自動車税住所変更届の電子申請をご利用ください

転居等により住所を変更した場合、車検証の変更登録手続きが必要です。
変更登録手続きが遅れますと、自動車税の納税通知書が届かない等のトラブルの原因となります。やむを得ず手続きが遅れる場合は、電子申請や電話により、納税通知書の送付先住所を変更してください。

※東京都内ナンバーの自動車に限ります。

※軽自動車・二輪車・原動機付自転車は、対象となりません。

※電子申請をご利用いただくには、東京電子自治体共同運営サービスへの利用者登録が必要です。

詳しくは、主税局 自動車税 住所変更

検索

電話による届出も受け付けています

0570-064-171 (PHS・IP電話をご利用の場合：03-5985-7811)

しづや法人No.520

季節のクロスワードパズル●解答

解答 キヨシコノヨル (聖しこの夜)

オ	オ	ソ	ウ	ジ	タ
セ		ノ	リ		キ
イ	シ		カ	シ	キ
ボ	ン	サイ		ヨ	
	ヤ	ク		コ	ウ
ク		ジ	ユ	ウ	ー
ジ	シ	ヨ		シ	ール

●当選者発表

しづや法人No.520の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。

当選者は、下記の方々です。

(株)小倉製作所

萩原 次郎 様

(有)AZプランニング

津野 久彦 様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③住所④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10(社)渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、平成25年3月7日(木)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。たくさんのご応募、お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・角田美里

1		2		3	4
		5	6		
7	8			9	10
11				12	
			13		14
15		16		17	
		18			

●このクロスワードパズルはすべてカタカナが入ります。タテ・ヨコのカギをヒントにパズルを解き、5つの文字を並べかえてください。
子どもたちは首をながくして待っています。

タテのカギ

- 1 冬場の北国では欠かせない除雪作業です
- 2 足は10本、墨まで食材ですよ
- 3 「早起きは三文の〇〇」といいます
- 4 軒下に長く垂れ下がる氷の棒
- 6 駐車場は車両でいっぱい、もう入れない状態
- 8 登りはつらいけど下りは楽々
- 10 蚕が生み出す天然繊維といえば?
- 12 山の表面のことです

- 14 食用油ならサラダ〇〇〇、オリーブ〇〇〇などがありますよ
- 15 剣より強いといわれています
- 16 風邪のときは消化の良いこれをどうぞ

ヨコのカギ

- 1 楽しく心地良い様子です
- 3 ドアの〇〇〇にカバーをつきました
- 7 雨でも雪でもこれをさしましょう
- 9 〇〇植物と種子植物がありますね
- 11 電動機や蒸気機関で動くもの
- 13 山の奥のほう、山の深いところ
- 15 ロシアの暖炉のことです
- 17 呼吸で息を吸ったり吐いたりする場所
- 18 雪が降ったら一度はつくりたいな

解答欄

業務用米専門店 創業100年

有限会社 藤木商店

代表取締役 藤木 伸 欣

今年の新米を各銘柄取りそろえております

東京都渋谷区道玄坂1-5-5

本 社 〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂1-5-5
藤木ビル6F
電 話 (03) 3463-5785

本 店 〒154-0005
東京都世田谷区三宿2-19-14
電 話 (03) 3424-6777
FAX (03) 3424-5518

東急プラザ店
東京都渋谷区道玄坂1-2-2
東急プラザB1(郵)渋谷市場内
電話・FAX (03) 5489-2210



おかげさまで創業80周年

80
ANNIVERSARYth

イワキメガネ

<http://www.iwakioptic.co.jp>  

しぶや法人 第521号／平成25年2月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 柳田 道康 発行所 渋谷区神泉町9-10 社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180

URL.<http://www.tohoren.or.jp/shibuya> (会員の購読料は会費に含まれています。)